

## コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画

京都精華における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針に基づき、コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画を次のとおり定める。

統括管理責任者

(教育企画担当副学長)

    ・・・コンプライアンス教育

    ・・・啓発活動

対象者	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
関係役職者・ コンプライアンス 推進責任者	<b>◆全学研究機構</b> ・当該年度の競争的研究費等の採択状況	<b>◆意見交換会</b> ・監事への当該年度上半期の現状報告	<b>◆内部監査</b> ・内部監査実施 <b>◆常務理事会</b> ・内部監査実施報告	<b>◆全学研究機構</b> ・コンプライアンス教育実施結果報告 ・不正防止計画、本計画等の検証
研究者	<b>◆全学FD研修</b> ・コンプライアンス教育と理解度チェック、誓約書提出	<b>◆新任教員（着任後原則1ヶ月以内：随時）</b> ・コンプライアンス教育と理解度チェック、誓約書提出		
研究費の支給を受ける者(学生アルバイト等)	<b>◆個別のレクチャー（随時）</b> 謝金や旅費に関する事項			
事務職員（研究費管理・運用関係者）	<b>◆研究費事務担当者連絡会</b> ・常務理事会等における議論の内容（研究不正防止に関するもの）の共有 ・研究費の事務手続きの変更点	<b>◆コンプライアンス研修</b> ・コンプライアンスの基本的理解のアップデート	<b>◆研究費事務担当者連絡会</b> ・事務処理におけるヒヤリハット事例や特別な対応をした事例の共有	<b>◆研究費事務担当者連絡会</b> ・コンプライアンス教育実施結果報告 ・内部監査結果の共有
<b>◆面談</b> 研究費で雇用される者に対しては、新規雇用時のほか定期的に事務担当者との面談を実施（勤務状況確認とあわせて不正に関する注意喚起、相談窓口の案内等）				